

南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金交付要綱

令和2年4月1日
南伊勢町告示第46号

(目的)

第1条 この要綱は、体の不自由な方や高齢者の来訪者にとって、より安全で安心な観光地を目指すため、来訪者が快適に過ごすことのできる宿泊施設及び観光施設等（以下「対象施設等」という。）のバリアフリー化を目指した改修工事を実施する事業者を対象にその費用の一部を補助することに関し、南伊勢町補助金等交付規則（平成17年南伊勢町規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内で対象施設等を営む事業者であることとする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかを満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 対象施設等のバリアフリー化を目指した改修事業

(2) その他、町長が特に認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象施設等のバリアフリー改修工事の実施に要する経費であり、次の各号のものとする。

(1) バリアフリー改修工事にかかる費用のうち設計費を除く改修に係る経費とする

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付が適切であると町長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費から補助事業を行うことで得られる収入やその他の補助金等を除いた額の2分の1以内(千円未満の端数があるときは切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号の1）

(2) 収支計算書（様式第1号の2）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 同一の申請者による補助金の交付申請は、1施設につき同一年度内において1回を限度とする。

3 この補助金を既に受けた事業について、翌年度以降に同一の補助対象経費について申請があった場合は補助の対象としない。

(補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要と認めたときは条件を付することができる。

(計画変更及び中止)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条に定める通知を受けた後に事業内容、経費配分、その他の事項等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に増額がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であり、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 町長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第5号の1)
- (2) 収支決算書(様式第5号の2)
- (3) 支払いが確認できる書類の写し(領収書など)
- (4) 本事業の成果が確認できる画像等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、その旨を南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金交付請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、南伊勢町宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金交付請求書(様式第7号)を町長へ提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第12条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、請求書を受理した日から、30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の取り消しまたは返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この告示は、この告示の施行の日から起算して、2年を経過した日に、この効力を失う。